

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に対する事務等を行う。 予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	1. 予防接種システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. かこがわオンライン申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 14の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例第3条 別表第2 2の項 ②番号利用条例施行規則第18条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、26、153、154の項) ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、27、28、29の項) ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部地域医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 地域医療課 地域医療係 079-427-9100(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input checked="" type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	地域医療課	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	事後	機構改革により、部署名が変更となったため。
令和4年5月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	加古川市 健康医療部 地域医療課 地域医療係 ワクチン担当	加古川市 健康医療部 新型コロナワクチン接種推進課 企画調整係	事後	同上
令和5年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定められている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	委員会規則改正に伴う変更
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の記録等を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)では、次の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するとともに、接種履歴等の情報管理・報告や個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に対する事務等を行う。 ・予防接種券の発行、接種履歴等の管理・照会等、個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 予防接種システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 予防接種システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. かがわオンライン申請システム	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表第一の10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法 第19条第6号(委託先への提供)	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)、又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができることとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 14の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例第3条 別表第2 2の項 ②番号利用条例施行規則第18条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第二 16の2の項 (2)別表第二省令 【情報提供の根拠】 ・第12条の2 【情報照会の根拠】 ・第12条の2 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、26、153、154の項) ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、27、28、29の項) ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	健康医療部地域医療課	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 9. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	加古川市 健康医療部 新型コロナワクチン接種推進課 企画調整係 079-427-9149(直通)	加古川市 健康医療部 地域医療課 地域医療係 079-427-9100(直通)	事後	
令和7年1月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策	(新規)	8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(新規)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる項目	(新規)	[O]全項目評価もしくは重点項目評価を実施する	事後	